

「みやま工房」「キッチンハウスみやま」「ワークハウスみやま」「ハーモニーやまなみ」



【運営の理念】

特定非営利活動法人山脈は、障がい者に関わる福祉サービスの提供を通じ、障がいのある人たちが人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することを責務としています。そして、私たち職員ひとりひとりは、それぞれが支援者の責務として利用者が主体性をもって人生を送れるように専門的な役割を自覚し、その使命を果たします。

【事業内容】

- 事業所№1012200125 就労継続支援B型事業所「みやま工房」
定員20名
- 事業所№1012200208 就労継続支援B型事業所「キッチンハウスみやま」
定員20名
- 事業所№1010201802 多機能型福祉サービス事業所「ワークハウスみやま」
就労継続支援B型(10名) 生活訓練(10名)
- 事業所№1012200232 就労継続支援B型事業所「麦のゆめ」
定員20名
- 事業所№1012200107 共同生活援助(グループホーム)
ハーモニーやまなみ1号 定員7名
ハーモニーやまなみ2号 定員7名
ハーモニーやまなみ3号 定員4名
ハーモニーやまなみ4号 定員6名
ハーモニーやまなみ5号 定員6名
ハーモニーやまなみ6号 定員7名

【事業目的】

- ① 日中活動支援
就労継続支援B型/生活訓練の運営
- ② 生活支援
グループホームの運営
- ③ 地域活動支援
 - a. 余暇活動支援
 - b. 当事者活動支援「ホープ・オブ・ハート」



【法人沿革】

- 平成16年 2月 特定非営利活動法人認可を取得
平成16年 4月 精神障害者小規模通所授産施設「みやま工房」開設
- 平成17年 4月 共同作業所「キッチンハウスみやま」開設
平成17年10月 グループホーム「ハーモニーやまなみ1号」開設
平成19年 4月 「みやま工房」と「キッチンハウスみやま」を合併し、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスを実施する就労継続支援事業B型事業所「みやま工房」とする。
吉岡町の委託を受け地域活動支援センターⅢ型「くつろぎハウスみやま」を開設
- 平成19年 6月 グループホーム「ハーモニーやまなみ2号」開設
平成20年 9月 グループホーム「ハーモニーやまなみ3号」開設
吉岡町の委託を打ち切り、地域活動支援センターⅢ型「くつろぎハウスみやま」を閉所。
- 平成21年 4月 グループホーム「ハーモニーやまなみ4号」開設
- 平成23年10月 「みやま工房」を「就労継続支援事業B型」と「就労移行支援事業」を実施する多機能型障害者福祉サービス事業所とする。
- 平成25年 4月 グループホーム「ハーモニーやまなみ5号」開所。
平成25年10月 「みやま工房」について、「就労継続支援事業」を休止し「就労継続支援事業B型」とし定員52名とする。
- 平成26年 4月 宅配弁当事業「キッチンハウスみやま」は、「みやま工房」より独立し、就労継続支援B型の新規事業所(定員20名)として開所する。
就労継続支援B型「みやま工房」は、定員を40名に変更する。
- 平成28年 4月 グループホーム「ハーモニーやまなみ6号」開所。
平成28年10月 多機能型(就労継続B型/生活訓練)事業所「ワークハウスみやま」開設。
平成29年 6月 就労継続支援B型事業所「麦のゆめ」開設。
令和 1年 5月 就労継続支援B型事業所「みやま工房」定員を20名に変更する。

【就労継続支援B型事業所】

- ① みやま工房(定員20名)
 - a. やまびこ
 - ・内職等の各種請負作業
 - ・基盤事業(レアメタルリサイクル)
PC、小型家電の解体、分別、出荷
 - b. 麦のゆめ
 - ・製菓・製パン、食品加工業
 - ・喫茶、直売所事業
 - d. アグリハウス
 - ・各種農作物の栽培、出荷
 - ・除草請負
- ② キッチンハウスみやま(定員20名)
 - ・宅配弁当
 - ・仕出し弁当

【多機能型福祉サービス事業所】

- ① ワークハウスみやま(定員20名)
 - a 就労継続支援B型(14名)
 - ・内職等の各種請負作業
 - ・施設外就労(旅館清掃等)
 - b 生活訓練(6名)
 - ・軽作業、生活相談等



働くことだけが人生じゃない
だけど、働くことで見えてくる自分がある
今まで気づかなかった自分探し
ゆっくりと自分自身を見つめて

【地域活動支援】

①余暇活動支援

・各種レクリエーションの実施(旅行、忘年会、ソフトボールなど)

②当事者活動支援

・ホープ・オブ・ハートの活動支援

【共同生活援助(グループホーム)】

・食事提供、生活支援、相談業務など



【利用手続】

当施設は、障害者自立支援法による訓練等給付の福祉サービスです。利用に際しては、相談支援事業所からの紹介をいただき、お住まいの市町村による支給決定を受けて頂きます。市町村では、申請者の「心身の状態(障害程度区分)」、「社会活動や介護者、住居等の状況」、「サービスの利用意向」、「訓練・就労に関する評価の把握」等を行い、申請者の福祉サービスの必要性を総合的に判定し支給決定されます。

施設利用までの流れ

- 1・施設見学
- 2・体験利用(1週間～1ヶ月程度)
- 3・受入検討会議(体験利用をふまえて受け入れが可能か検討します)
- 4・面接(ご本人と一緒に利用の意思を確認します)
- 5・受給者証の申請(市町村による支給決定を受ける)
- 6・正式登録(重要事項説明書による確認と利用契約書の締結をします)
- 7・訓練事業所総合補償制度の加入
- 8・個別支援計画の作成(サービスの内容を決定します)



【提出書類】

体験利用を開始するにあたり、相談支援事業所を通して以下の書類を提出して頂く必要があります。

- 1・利用申込書
- 2・主治医の意見書
- 3・紹介者等による病歴や生活歴の記された情報提供書
- 4・その他 施設が求める書類

例)精神福祉手帳、年金手帳、健康診断書など



【費用】

・利用料

サービス費用の定率負担(原則1割)をして頂きます。但し、申請者の経済状況により国や県による軽減措置が講じられていますので、市町村窓口へご相談下さい。

・保険料

訓練事業所総合補償制度に加入して頂きます。補償内容に応じ、加入コースをお選び頂きます。(年間3,000円～)

・その他

レクリエーション等の費用については、都度実費徴収致します。

【送迎について】

- ・通所に際し、自力通所が困難な方を対象に、送迎を実施しています。送迎利用についてはルート検討が必要となりますので、ご相談下さい。
- ・利用出来る交通機関

路線バス: 関越交通

- 前橋駅～渋川駅 下八幡神社入口(バス停)
- 高崎駅～渋川駅 南下、又は田中(バス停)

※各バス停、徒歩5分

